

# 荒川区エコアクション21認証取得助成金交付要綱

平成21年3月1日制定  
20荒環環第2047号  
(副区長決定)

## (通則)

第1条 荒川区エコアクション21認証取得助成金(以下「助成金」という。)の交付については、荒川区補助金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この要綱は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが実施するエコアクション21の認証を取得する区内の中小事業者等に対して、必要な経費の一部を助成することにより、環境負荷を軽減するための率先行動を促進し、もって地球温暖化防止対策を推進することを目的とする。

## (助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次条に規定する助成対象経費について、国、他の地方公共団体その他の機関から同種の助成を受けていない者のうち、交付申請の属する年度の2月末日までにエコアクション21の認証の取得が確実に見込まれる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 区内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、申請日までに納付すべき法人住民税又は個人住民税を完納している者

(2) (1)に掲げる者で構成された団体等のうち、区内に活動拠点のあるもので、申請日までに納付すべき法人住民税を完納しているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

2 前項各号に掲げる者又は団体であっても、風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に掲げる営業を営む者及び当該営業を営む者で構成された団体並びに区長がこの助成金の目的に合致しないと認める営業を営む者及び当該営業を営む者で構成された団体は、助成対象者としなない。

## (助成対象経費)

第4条 この要綱による助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象者が荒川区に所有する事業所(以下「区内事業所」という。)についてエコアクション21の認証を新規に取得するための審査(中間審査及び更新審査を除く。)及び認証・登録に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が区内事業所と荒川区外に所有する事業所について、一体としてエコアクション21の認証を取得しようとするときは、助成対象外とする。

## (助成の回数)

第5条 助成を受けることができる回数は、同一の区内事業所につき1回限りとする。ただし、区長が特に必要と認める場合を除く。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度として、区の予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、エコアクション21の認証を取得する前までに、荒川区エコアクション21認証取得費用助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 環境活動レポート
- (3) 社歴書(会社又は団体の概要がわかるもの)
- (4) 法人住民税又は個人住民税を完納していることを証明するもの
- (5) その他区長が必要と認めるもの

(助成金交付決定等)

第8条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し、荒川区エコアクション21認証取得助成金交付決定通知書(別記第2号様式。以下「助成金交付決定通知書」という。)により、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 区長は、助成金を交付しないことを決定したときは、速やかに荒川区エコアクション21認証取得助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助成条件)

第9条 区長は、この要綱による助成金の交付に際して、別紙の助成条件を付するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 助成金交付決定通知書を受けた者(以下「助成受給者」という。)は、助成事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに荒川区エコアクション21認証取得助成事業変更・中止承認申請書(別記第4号様式)により区長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止が適当と認めたときは、速やかに変更又は中止を承認し、荒川区エコアクション21認証取得助成事業変更・中止承認通知書(別記第5号様式)により助成受給者に通知するものとする。

(報告及び調査)

第11条 区長は、助成金に関し必要があると認めるときは、助成受給者に対して状況等を調査し、

報告を求めることができるものとする。

#### (報告書の提出)

第12条 助成受給者は、助成事業が完了したときは、速やかに荒川区エコアクション21認証取得助成金実績報告書（別記第6号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) エコアクション21認証・登録証の写し
- (2) エコアクション21認証の審査及び認証・登録に要した費用の明細が分かる書類並びにこれらを支払ったことが確認できる書類の写し
- (3) その他区長が必要と認めるもの

#### (助成金の確定等)

第13条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、これを適当であると認めたときは、助成金の額を確定し、荒川区エコアクション21認証取得助成金交付額確定通知書（別記第7号様式）により助成受給者に通知するものとする。

#### (助成金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた助成受給者は、速やかに荒川区エコアクション21認証取得助成金請求書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し)

第15条 区長は、助成受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 助成金の交付決定後、その後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (3) 事業者の事業の内容及び事業費並びに事情の変更等により助成対象経費の額が減額となったとき。
- (4) 助成事業を予定期間内に着手せず、又は完了しないとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。
- (6) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- (7) 助成金の交付決定の内容又は法令、規則若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに荒川区エコアクション21認証取得助成金取消通知書（別記第9号様式）により助成受給者に通知するものとする。

#### (助成金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

#### (関係書類の保管)

第17条 助成受給者は、助成事業に係る関係書類を、助成金を受けた日の属する会計年度の終了

後5年間保管しなければならない。

(環境への取組の推進等)

第18条 助成受給者は、事業活動においてエコアクション21に基づき環境への取組を推進し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査等への協力)

第19条 助成受給者は、環境活動レポートを区に提供するほか、本事業の目的を推進するために区が実施するアンケート調査等に協力するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境清掃部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

[助成条件]

この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第1 事情変更による決定の取消し等

- 1 区長は、この助成金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 1の規定により助成金の交付を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

第2 承認事項

助成受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業を中止しようとするとき。

第3 事故報告等

助成受給者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告しその指示を受けなければならない。

第4 状況報告

区長は、助成事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、助成受給者に対して助成事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

第5 助成事業の遂行命令

- 1 区長は、第3及び第4の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成受給者に対して、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることがある。
- 2 助成受給者が、1の命令に違反したときは、区長は、助成受給者に対して、当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

第6 実績報告

- 1 助成受給者は、助成事業が完了したとき、又は第2の(2)の規定により助成事業の中止の承認を受けたときは、次に掲げる事項を記載した実績報告書に区長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。
  - (1) 助成事業の成果
  - (2) 助成金に係る収支計算に関する事項

(3) その他区長が必要と認める事項

- 2 区長は、前項の規定による実績報告を受けた場合において必要と認めるときは、現地調査等を行うことができる。

## 第7 是正のための措置

- 1 区長は、第6の実績報告書の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成受給者に対し、助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 第6の規定による実績報告は、1の命令により必要な措置をとった場合においても、これを行わなければならない。

## 第8 決定の取消し

- 1 区長は、助成受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - (1) 助成事業を中止し、又は廃止したとき。
  - (2) 助成金の交付決定後、その後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
  - (3) 事業者の事業の内容及び事業費並びに事情の変更等により助成対象経費の額が減額となったことが判明したとき。
  - (4) 助成事業を予定期間内に着手せず、又は完了しないとき。
  - (5) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。
  - (6) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (7) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、交付すべき助成金の額を確定した後においても適用する。

## 第9 助成金の返還

区長は、第8の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

## 第10 違約加算金及び延滞金

- 1 第8の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、第9の規定によりその返還を命じられたときは、助成受給者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 第9の規定により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、助成受給者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 第11 違約加算金の計算

第10の1の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた助成金の額に充てるものとする。

#### 第12 延滞金の計算

第10の2の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 第13 他の助成金等の一時停止等

区長は、助成受給者が助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、助成受給者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

#### 第14 関係書類の作成保管

助成受給者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなくてはならない。

#### 第15 調査等への協力

助成受給者は、環境活動レポートを区に提供するほか、本事業の目的を推進するために区が実施するアンケート調査等に協力するものとする。